

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただ今から、令和5年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、8番室井議員、9番飯田議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

議員の皆さんにとっては、4年の任期、最後の定例会になります。色々な思い入れ

がいっぱいあることだと思えますけど、どうか今日活発ながらもですね、議事進行に協力して頂き、スムーズな議会運営をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

まず委員会報告として、1、委員会の開催状況について報告致します。5月23日、6月2日の2日間、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

2、今定例会の議案、一般質問等について。今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をはじめ5件の議案が提出されている他、報告3件、承認1件、議員発議5件、一般質問は4名の通告であります。詳細については、お手元に配布してされている通りでございます。

3、会期の日程について。議案審議内容などの観点から会期日程を、本日6月14日の1日間とすることと致しました。

4、一般質問等については、従来通りでございます。これまでとは何ら変わっておりますので、今、議長の方からも報告あると思えますけど、よろしくお願い致します。

以上で議運の報告と致します。

終わります。

#### (議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりしたいと思いますますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

#### (議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については本日1日とし、議会運営については委員長の報告のとおり、決定致しました。なお、議場内の喚起のため出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

#### (議長)

次に、議長から諸般の報告を致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりですのでありますので、ご了承願います。

**(議長)**

日程第3、所管事務調査の報告について、まず総務産業常任委員会に付託されております、令和4年第4回定例会、発議第5号、洋上風力発電事業に関する事務調査を議題と致します。

本案については、委員長の報告を求めます。

小梅委員長。

**「小梅委員長」**

はい。

**「小梅委員長」 (報告)**

おはようございます。(「おはようございます」の声)

総務産業常任委員会より、令和4年第1回定例会、発議第5号、洋上風力発電事業に関する事務調査を行いました。それを報告致します。

2番調査期日及び内容は、下記の通りですので、ご覧頂ければと思います。

3番調査の目的、洋上風力発電は、大量導入、コスト低減、経済波及効果などが期待され、カーボンニュートラルを目指す日本としても再生可能エネルギーの切り札とされている。檜山沖においても、今後再エネ海域利用法に基づく促進区域への指定に向けた取り組みの強化が急がれるところであり、同時に洋上風力発電事業に関する諸課題に対しても協議を加速する必要がある。

このような状況下において、当委員会として既に導入実績のある先進地への導入経過や諸課題への対応状況などを確認し、それらを参考とした上で当町として想定される課題を把握し、今後どのように事業を進めていくべきかを調査したものである。

4、先進地の行政視察です。このことに関しましては、別に行政視察顛末書として他に添付してありますので、ご覧下さい。中身は説明の概要、質疑の概要、あとちょっと一部写真を添えてありますので、ご覧頂ければと思います。

5番目、当町の現状。平成30年、国は海外において低コストで導入されている海上風力発電を国内に取り入れるために、海域の占用ための取り決めや、漁業や海運業などの利用関係者との調査の枠組みを整備する事を目的に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関わる海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法が施行。令和元年6月には、本法律に基づき促進区域指定ガイドラインが制定され、一定の準備が進んでいる区域、有望な区域、促進区域の基準が示されたところである。

これらの動向に対応し連携や検討を行うために、令和2年1月、江差、上ノ国、厚沢部、乙部、奥尻、せたな、今金、八雲の8町及び北海道、ひやま漁協、ハートランドフェリーの計11団体の構成による檜山管内洋上風力連絡協議会が設立され

た。令和2年7月に北海道檜山沖として一定の準備が進んでいる区域と公表され、翌令和3年2月に連絡協議会を事業推進協議会に改名し、乙部町を除く10団体で洋上風力発電事業の推進に取り組む形となったものである。

調査の結果と意見としまして、(1)番、地域住民の理解。これまでの国内外で得られた科学的知見によると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられているが、静かな環境においては、風車騒音がわずらわしいと感じる人もおり、これにより睡眠への影響を及ぼす可能性があることが示唆されている。住民の生活環境や健康に害を与える可能性についての十分な説明を行うと共に、地域の振興や活性化に繋がる事業としていくため、洋上風力発電事業の意義についても、理解して頂く必要性がある。

次、漁業などへの影響です。漁場は漁業者にとって非常に大切であり、将来に渡り漁業資源を守り育てていく上で、非常に重要なものである。一方で自然環境を活用した政策との協調共生も、今後においては必要なものである。

また、対象海域における船舶の通航や漁業活動状況などの海上交通についても、調査、分析、検討が必要である。

これらを踏まえ、漁業、海運業関係者との十分な協議を踏まえ、理解、納得した上で取り進める必要がある。

次に、自然環境の保護の保護です。洋上風力発電における環境への影響として考えられるのが、建設時における海水の濁りや海底地形の改変、海流の変化、稼働後における水中音、バードストライクなどが考えられる。これらの環境変化に伴い、生物の生息環境の悪化や行動阻害等が想定されるため、既に稼働している洋上風力発電所での状況について情報収集を行い、一定程度の知見を有した上で、環境保護に配慮していく必要がある。

景観への配慮です。陸地から風車までの距離が近い場合、見る人には圧迫感を与えるものであり、また当町のシンボルでもある檜山道立自然公園の特別区に指定されているかもめ島の眺望景観を損ねる事が無いような設置場所の設定が必要である。

今年度、再生可能エネルギーゾーンング事業に取り組まれることから、これらの事を踏まえた上で、綿密な協議検討の元でゾーンングマップを作成願いたい。

総括です。先般のメディア報道にもありましたが、今年度に有望な区域に選定されるとのことで、早ければ来年にも促進区域に指定される可能性が生じて来たところである。これまでの町としての動向を見ても、少し遅きに失している点は否めないところではあるが、ここまで来た以上、今後の状況を見据えた上で、迅速な対応が望まれるところである。

洋上風力発電事業においては、前述の他にも地元企業の請負体制や工事関係者の宿泊設備の確保、漁業者を始めとした地域住民への還元、町への収入など、協議検討を要する課題も多々あるため、先を見据えた中で想定される課題を総合的に整理

するためのオリジナルマッピングの作成を早期に行うことも必要である。  
以上でございます。

**(議長)**

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

ありませんか。ありませんので、質疑を終結します。  
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
洋上風力発電事業に関する事務調査について、委員長の報告のとおり了承すること  
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。  
よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決定致しました。

**(議長)**

次に、社会文教常任委員会、常任委員会に付託されております、令和4年第4回  
定例会、発議第6号、江差町の次世代支援に関する事務調査を議題と致します。

本案については、委員長の報告を求めます。  
小野寺委員長。

**「小野寺委員長」**

はい。議長。

## 「小野寺委員長」（報告）

おはようございます。（「おはようございます」の声）

社会文教常任委員会の事務調査の報告を致します。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告を致します。

調査事件と致しましては、令和4年、第4回定例会で発議第6号、江差町の次世代支援に関する事務調査を起こしました。

2の調査期日及び内容については、以下のとおりでございます。

3番目、調査の結果についてであります。人口減少社会の中において、江差町でも15歳未満人口は、平成14年で1,397人、平成24年で941人、令和4年474人と、急速な少子化の進行にあります。国では少子化の進行を踏まえ、次世代育成支援を推進するため、子ども子育てに関する法制度を累次見直して、平成24年8月、子ども子育て支援法が制定され、そしてこの法律に基づき、当町で第2期江差町子ども子育て支援事業計画、期日は令和2年度から令和6年度まで、これが進められております。

当委員会としても、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告に関して検証し、第2期の江差町子ども子育て支援事業計画の事業の進捗状況、そして今後の課題について調査した結果について、次のとおり意見を付して提出致します。

意見と致しまして、まず1つ目。第2期江差町子ども子育て支援事業計画の進捗状況についてであります。国の制度改正と合わせて、幼児教育、保育の無償化が進められ、また、私立江差幼稚園が令和2年度、2020年から幼保連携型認定こども園へ移行、また、町の独自事業として学校給食の全額補助、子どもの遊び場の充実、子育て世帯の住宅新築や中古住宅購入助成制度を今年度令和5年度からスタートするなど、着実に進められております。

都市部でみられる待機保育児童などの問題はありませんが、人口減少、児童数の減少に伴う当町全体の事業計画、供給体制についても再検討が迫られており、次期の江差町子ども子育て支援事業計画の策定を的確に進める必要があります。

2番目と致しまして、北部地区の保育所整備についてであります。北部に所在する日明保育所と水堀保育所については、施設の老朽化と児童数の減少に伴う供給体制の検討、施設統廃合の検討は待ったなしの状況であり、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告で指摘されている事項でもあります。

北部地区の保育所整備の進め方によって、北部地域のまちづくりを大きく変えることが想定されます。これらの保育所は、その地域の子どもにとっても、父母にとっても、身近で利用しやすい施設であり、地域住民にとっては大事な地域資源でもあります。

今後の整備の進め方については、江差町の保育環境の現状、今後の見通し、北部地域のおかれている地域状況を関係地域の住民にも説明し、今後利用が想定される

父母等の要望や考え方など十分に聴取把握し、理解を得ることが重要と考えます。

3番目と致しまして、学童保育所について。

1つ、なかよし児童会、江差小学校にありますこのなかよし児童会は、現在、元の町立あすなろ幼稚園後を整備し利用しておりますが、スペース的にも十分確保され、児童も伸び伸びと利用していることが確認できました。

2つ目、令和元年6月7日社会文教常任委員会調査報告で指摘されている事項について、なかよし児童会、江差小学校にあります、それとつばさ児童会、南が丘小学校にあります、この支援員補助員を配置して、開設時間延長午後5時15分までだったのを午後6時まで、これを実施し改善が図られております。

3つ目として、父母会で運営している水堀学童保育所の町立化への移行について、必要となる支援員の人材確保が急がれます。

4つ目、病児、病後児保育サービスについてであります。保育所に入所中の園児が、病気の回復期や保育中に体調不良となり、集団保育が困難な場合に、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業であります。当町では専門保育室の確保や看護師の配置などの課題があり実施はしていません。保育園児が安心して通院でき、父母に対する就労支援にもなるサービスでもあり、引き続き今後の検討課題としていく必要があります。

最後5番目。障がい児支援についてであります。江差町は、上ノ国町の子ども発達支援センター、同じく上ノ国町のNPO法人による放課後デイサービス、たまみずきと言いますが、これを利用しております。江差町民の利用児童保護者が利用に際しての相談、実際の利用にあたっての個々の相談などについて、江差町と上ノ国町の両施設と連携を今後も密に進めていくこと。

以上のことを現じて述べて、報告と致します。

**(議長)**

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決します。

江差町の次世代支援に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決定致しました。

**(議長)**

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

みなと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。